平成20年第1回士別市議会定例会会議録(第3号)

平成20年3月12日(水曜日)

午前10時00分開議

午後 2時23分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員(19名)

副議	長	1	番	山	居	忠	彰	君			3	番	伊	藤	隆	雄	君
		4	番	井	上	久	嗣	君			5	番	丹		正	臣	君
		6	番	粥	Ш		章	君			7	番	小	池	浩	美	君
	8番			柿	崎	由美	€子	君			1 0	番	足	利	光	治	君
		1 2	番	畄	崎	治	夫	君			1 3	番	谷		隆	德	君
		1 4	.番	Щ	田	道	行	君			1 5	番	田	宮	正	秋	君
		1 6	番	斉	藤		昇	君			1 7	番	池	田		亨	君
		1 8	番	牧	野	勇	司	君			1 9	番	菅	原	清-	・郎	君
		2 0	番	中	村		稔	君			2 1	番	神	田	壽	昭	君
議	長	2 2	番	畄	田	久	俊	君									
欠席議																	
		9	番	平	野	洋	_	君			1 1	番	遠	Щ	昭	=	君
出席説	明員	į															
市			長	田	苅子		進	君	副	ते	ī	長	相	Щ	愼	_	君
=1	_	_	=	>÷E		##	_	_	総系	多部長		<u> </u>		_	1=	. -	_
副市		J	長	長 瀧	上	敬	司	君	選 ⁴ 事	管理 務	一 写 同	長	吉	田	博	行	君
市	民	部	長	安	Ш	登;	志男	君	保化	建福	祉部	長	宮	沢	勝	己	君
経	済	部	長	佐·	々木	幸	=	君	建 次 [設 水 長兼建	く 道 築課	部長	土	岐	浩	=	君
朝日	城	守	正	廣	君	総 選 選 選	多課長 学管理 学	(((((((((((((((((((f) i会 長	石	Ш		誠	君			

財 政 課 長 三 好 信 之 君

市立病院 藤森和明君

教 育 委 員 会 佐々木 文 和 君 教 育 部 長 - 佐々木 文 和 君

農業委員会 松川英一君 農業委員会 伊藤 暁君

監 査 委 員 三 原 紘 隆 君

事務局出席者

 議会事務局
 辻 本 幸 慈 君
 議会事務局
 藤 田 功 君

 議会事務局
 近 藤 康 弘 君
 議会事務局
 浅 利 知 充 君

議会事務局 中井聖子君総務課主事

(午前10時00分開議)

副議長(山居忠彰君) ただいまの出席議員は18名であります。定足数を超えておりますので、 これより本日の会議を開きます。

副議長(山居忠彰君) ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

議会事務局長(辻本幸慈君) 御報告申し上げます。

初めに、議員の欠席及び遅参についてでありますが、9番 平野洋一議員、11番 遠山昭二 議員から欠席、22番 岡田久俊議長から遅参の届出があります。

次に、本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

副議長(山居忠彰君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。16番 斉藤 昇議員。

16番(斉藤 昇君)(登壇) 2008年第1回定例会における一般質問を行います。

市政執行方針、そして予算編成についての市長の基本姿勢や事業については、昨日の同僚議員の答弁で一定理解をいたしたところでありますので、具体的な質問から入らせていただきたいと思います。

国の地方再生対策費として、4,000億円が設けられました。総務省は、配分の考え方について、地方の活性化施策に必要な経費として、特に財政の厳しい地域に重点的に配分するものと説明しております。この再生対策費は、士別への配分はどの程度になるのか。また、国の三位一体の改革で地方交付税の大幅な減額が続いてきましたけれども、その中身と本市の20年度の交付税の見込みについてお示しいただきたいのであります。

次に、20年度、今年度の今後の補正予算を組む主な事業と、その財源についても答弁を求めておきます。

次に、財政健全化の具体化についてであります。

新たな自治体財政健全化法については、本議会でも幾度か質問もしてまいりましたけれども、 詳細についてはいまいち不透明な部分がありました。法の施行も間近に控え、その全容が明ら かになったと思うのであります。それに基づいて積算された場合の本市の市立病院の不良債務、 財政再生団体入りになる、この病院の不良債務はどの程度までいったら再生団体にならざるを 得ないのか、この点を明らかにしていただきたいと思うのです。

昨日の答弁でも、市立病院の19年度の決算見込み、市立病院の不良債務は13億に及ぶ見込みだと答弁をされて、一にも二にも市立病院の経営がどうなるかにかかっていると思うのであります。総合計画の審議のときは、内科医師1名が不補充だと答弁されておりました。その後、さらに内科医師1名、外科医師1名の計3名が今より欠員になることが市立病院運営審議会の場で明らかにされました。この欠員によって、病院の収支にどんな影響をするのか、まだ早い

かもしれないけれども、20年度のこの影響の見通しを明らかにしていただきたいと思うのであります。

そして、20年度の病院経営に対する具体策、これについて詳しくお示しをいただきたいと思うのであります。この20年度が市立病院の健全化計画をつくっていく、このプランを立てていく正念場だと思うのであります。この3月で有能な病院の事務局長も退職される予定であります。私は、本腰を入れて病院の再建計画に当たっていく、その不退転の決意であるならば、副市長を病院に配置をして、名寄市立病院との連携の問題、そして市立病院の再建プランを真剣になって立てていく、そのために市長の決断を求めるものでありますけれども、いかがでしょうか。

次に、農業・商業・工業の連携による地域活性化事業についてであります。

国の中小企業対策予算の2008年度の目玉が農・商・工連携の促進策と言われております。これは地域経済の基盤である農林水産業、中小企業の雇用を確保し、地域社会を維持振興することが地域経済の活性化のために欠かせないとして、農水省、そして経済産業省が共同で農林水産業、商業、工業が連携した地域活性化の取り組みを支援するものであります。

本市でも、さまざまな取り組みがなされております。ラブ士別バイ士別運動や、あるいはサフォーク肉を利用した新たな開発、これまでの士別で行ってきた事業の推進について、その成果と教訓を明らかにしていただきたいのと、先に申し上げました国の目玉である地域活性化事業に士別としても取り組むべきであると考えますけれども、どうお考えでしょうか。

次に、ふるさと納税についてであります。

地方税制改正で、2008年度からふるさと納税が個人住民税の寄附金税制の拡充、税額控除として具体化し、導入されました。ふるさとに対し、貢献または応援したいという納税者の思いを実現する観点から、個人住民税の地方公共団体に対する寄附金税制が大幅に拡充されたのであります。適用下限額は5,000円、この5,000円を超える部分について、所得割額のおおむね1割を限度として、所得税を合わせて全額控除する仕組みになっております。士別市として、ふるさと納税制度の活用を図るべきではないかと、こう思いますけれども、いかがでしょう。

更にまた、法人に対する寄附も適用になると言われておりますけれども、社会福祉協議会でありますとか、あるいは体育協会等への寄附、これらなども対象になるのかもあわせてお答えください。

次に、消防行政の広域化についてであります。

消防組織法の改正で、市町村消防の広域化が進められております。地域防災の担い手である 市町村消防が広域化されることにより、市町村の災害対策本部との連携をどうするのか、災害 現場での一刻も早い救助活動をどう確保するか、広域となる管轄内の地理不案内をどう解消す るかなどの課題がたくさんあることになります。その点で、今まで以上に消防団の役割が大き くなっており、これまでの奉仕的活動ではなく、活動内容にふさわしい待遇とすることが切実 な課題であります。全国的な市町村合併の影響で、災害が発生した場合の災害対策本部との距 離が遠くなり、地域の実情を把握している支所、合併前の本庁でありますけれども、での政策 判断ができないなど、災害対策への影響が現実になっているところもあるのであります。

北海道が昨年11月発表した広域化推進計画素案について、関係市町村長や消防本部関係者からも、広域化に否定的な意見や疑問が多くあるのであります。もともと消防とは、市町村の責任に属するものであります。今回の素案は、市町村の要望から出発したものではなく、市町村自治の原則に逆行するものであります。素案は一たん撤回し、住民要望に基づいて抜本的に練り直すこと、国の消防力整備指針に示されている職員数や施設設備などの充足率を早期に100%にすること、その計画と裏づけある財政計画を盛り込むように強く要望すべきではないかと思うけれども、お答えいただきたいと思います。

また、士別 - 名寄間の高規格道路、市長も要請を続けてきたと思いますけれども、南町のこれ1つの出入り口では、センター病院になる名寄市立病院に行く距離は、この市役所から出発したとしても、南町まで一たん行って、それから名寄に下がらなければならない。これでは、ここから国道40号を通って、もう多寄まで行ってしまう、そういう距離にもなるのではないか。高速道路ができたとしても、そう恩恵に預かる救急用に使われない、こういうことが言えるのではないかと思うのであります。この救急車の出入り口を南町のほかに、名寄に行く市街地に近いところ、ここにぜひ設けるべきではないか。市長がこれまで要請を続けてきたその経過と結果についてもお答えをいただきたいと思います。

次に、北電等の電柱占用料の引き下げについてであります。

政府は、国道の道路管理区域の一部を北電やNTTに占用を認めているものについて、道路 法施行令の一部改正する政令を1月18日付で通知、公布しました。これによると、第1種の電 柱は乙地は1,000円を630円に、2種は1,600円を970円になど、4割ほどの大幅引き下げを図る 内容であります。理由は、全国的な地価水準の下落や市町村合併に対応したとしています。市 町村の多くでは、国が政令を変えたのだから、道路占用料も値下げすることが義務づけられて いる、そういう錯覚をしているところもあるのであります。

しかし、道路法施行令は市町村道には適用されないこと、市町村道の管轄は市町村の自治事務に属するもので、道路占用条例に基づき運用されること、条例改正は市町村及び議会の議決事項であり、国の改定に追随する必要はないこと、民間農地などの占用料は現条例によりかなり割高になっているのであります。

現行水準の市町村道に立っているものは安いこと、そしてこの道路占用料は貴重な自治体の 自主財源であること、今私が申し上げたこと、これに対する見解を賜っておきたいと思うので あります。

19年度の士別市における北電の電柱、NTTの電話柱、これが何本であり、占用料収入は幾らであったのかお示しをいただきたいと思うのであります。

今年度予算では、条例の提案をすることもなく、占用料が減額されて提案されている。先ほ ど申し上げましたけれども、こういう収入の減額を出してくる。これは、先ほども言いました けれども、国に言いなり追随した姿勢ではないのか。どのくらいの減額予算になっているのか も答弁を求めておきたいと思うのであります。

なぜ、条例を出さずに、下がるであろうということを予測した減額予算になっているのか、 この点も答弁を求めたいと思うのであります。

日本の格差社会の広がりや、社会保障の切り下げや、あらゆる物価の値上げなど、市民生活は厳しさを増している中で、北電やNTTなどに公有財産を格安で提供すべき理由はありません。市は、道路占用料の値下げ条例を提案すべきではない、こう考えますけれども、答弁を求めるものであります。

最後の質問は公契約条例についてであります。

自治体は、公正な労働基準の確立、環境や福祉など社会的価値の実現に取り組むべき責務があります。公契約とは、公共工事や公共サービスについて、発注する公的機関と受託する事業者との間で結ばれる契約のことであり、この公契約の中に生活できる賃金など、人間らしく働くことのできる労働条件を確保する労働条項を定めるのが公契約条例であります。

委員会や本会議の中でも、随分と質問もさせていただきましたけれども、市が発注する工事 請負契約や、あるいは清掃の委託業務、こういうものも積算に基づいた賃金が払われていない。 あるいは社会保険、こういうものも加入するように積算されているけれども、パートで使われて社会保険にも入っていない。そして、市はこれらを是正すべきだと言っても、結局はそこに介入することはできないとの理由で、一定の指導はするけれども、なかなか腰を上げないできたではございませんか。ILO条約の中でも、この公契約、これは多くの国でも批准されているけれども、日本の国では批准していない、そういう状況でもあります。この公契約条例についてどうお考えなのか、答弁を求めておきたいと思うのであります。

公契約条例がすぐにできないとしても、私は土木、建設あるいは部長名、これで請負業者や 受託した業者に指導的文書、こういうものを渡して、働いている人たちの生活が安定できるよ うに、市がせっかく二省協定の賃金や社会保険など、福利厚生の部分も入れているのに、それ が働いている人たちに通じていかないとしたら、税金の無駄遣いだと言われなければなりませ ん。

例えば、函館市で市の公共工事を受託した場合、事業者に文書を渡している。公共事業の積算については、二省協定単価に基づく労務単価により積算しているため、この点に十分留意し、適正な賃金を支払われるよう配意してください。あるいはまた、地元業者の活用、地元資材の優先的使用についてでは、公共事業が地元経済に与える影響を考慮しており、関係する書類では建設資材の使用状況報告書、工事用材、資材使用調書が提出書類になっている。また、地元労働者や季節労働者の雇用拡大についてでは、公共事業等における労働者雇用状況実績報告書を提出書類としているのであります。

士別でも、建設業退職金共済制度なんかも、全道的にも非常に進んだ取り扱いになっている。 これは非常に喜ばれているんだけれども、ぜひ私はこういう指導文書も研究されて、受託業者 やあるいは受注業者に対して、こういう要望事項を強く上げていく、そのことを求めたいと思いますけれども、その点実現できるかどうか、この点の答弁を求めて、一般質問を終わるものであります。 (降壇)

副議長(山居忠彰君) 田苅子市長。

市長(田苅子 進君)(登壇) 斉藤 昇議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、私から2008年度市政執行方針と予算編成、ふるさと納税について答弁を申し上げ、 財政健全化の具体化、農・商・工連携による地域活性化事業、消防行政の広域化、北電等の電 柱占用料の引き下げ並びに公契約条例につきましては、それぞれ本庁担当副市長並びに担当部 長のほうから御答弁を申し上げます。

まず、20年度予算における国の地方再生対策を含めた地方交付税の見通しについてであります。

地方交付税は、近年の国の財政悪化により大きく見直しがなされ、特に三位一体改革以降、 大幅な減額が続き、全国ベースでは平成15年度の約23兆9,000億円が平成19年度には17兆8,000 億円と6兆円を超える削減がなされたところであります。この間、大都市におきましては、企 業を中心として経済回復が順調になされたところでありますが、地方におきましては回復がお くれていることから、地方税収の伸びに期待ができず、結果として都市と地方の間に地方税の 偏在とともに、大きな財政力の格差が生じたところであります。

こうしたことから、地方と都市の共生の考え方のもとで、地方税の偏在性是正のため、地方 交付税の特別枠として4,000億円の地方再生対策費が設けられ、財政状況の厳しい小規模市町 村に重点的に配分されるとともに、合併前の市町村ごとに算定され、総務省の試算では旧士別市分が約1億2,800万円、旧朝日町分が約4,600万円、合わせて1億7,400万円とされたところであります。

そこで、本市の20年度の地方交付税の見込みでありますが、全国ベースでの地方交付税総額は5年ぶりに増加となり、対前年度2.3%増の18兆2,000億円となったところでありますが、ただいま申し上げました地方再生対策費を除く個別算定経費では1%、包括算定経費では2.5%の減とされており、更に本市にとって影響の大きい道路関係経費の単位費用が大きく見直しされることや、公債費算入分が減少する見込みにあります。

普通交付税においては、19年度決定額の約65億900万円を基礎に、これらの減額要因を勘案し、その後に地方再生対策分 1 億7,400万円を加え、20年度の普通交付税額を65億5,000万円と見込んだところでありますが、20年度中における補正財源として一部を留保し、当初予算では63億8,000万円を計上いたしたものであります。

また、特別交付税においては、合併による優遇措置の減少分の影響などを考慮し、19年度当初予算に比較をして5,000万円減の6億円を予算計上したところであります。

また、20年度補正財源の確保についてのお尋ねがございました。20年度の補正予算では、除雪経費、生活路線バス確保対策費などで約5億円の予定をしていることから、19年度一般会計

における3億5,000万円程度の繰越金と、ただいま申し上げました地方交付税の留保分で対応ができるものと考えております。

次に、ふるさと納税について申し上げますが、ふるさと納税につきましては昨年の5月、総務大臣の問題提起から始まり、その後、総務省のふるさと納税研究会での報告をもとに、国は2008年度地方税制改正により、個人が自治体に5,000円を超える額を寄附した場合、個人住民税所得割の1割を上限として、所得税と合わせて個人住民税の納税額から直接控除する税額控除に拡大し、制度の普及を図ろうとするものであります。

具体的に申し上げますと、例えば所得税率が10%、住民税所得割額が20万円の方が3万円の 寄附をしたといたしますと、これまでの制度では所得税の寄附金控除2,500円であったものが、 住民税2万2,500円、所得税2,500円の合わせて2万5,000円の寄附金控除が受けられることと なるものであります。

ふるさと納税制度が提言された背景には、地方格差や東京一極集中論などがありますが、意義としては第1に、納税者が自分の意思で納税対象を選択できる道を開くものであり、税の意味と意義を自覚する貴重な機会となること。第2に、自分たちの生活を支えてくれる自然の恵みへの感謝、はぐくんでくれた人々への恩返しの思いなど、ふるさとの大切さへの思いのほか、出生地以外でもゆかりのできた地域などを応援したいと考える人の思いも実現可能であること。第3に、納税を受ける地方団体側においては、その魅力をアピールする必要が生じることから、自治体間での切磋琢磨が期待でき、地域の活性化が図られることが考えられております。

本市におきましては、ふるさと納税制度の積極的な活用を図ってまいりたいと考えておりますが、単に財源確保の手段だけではなくて、この際、士別市としての個性豊かな政策などについて、ホームページを通して全国の納税者や支援者に向けて発信する中で賛同を募るなど、わかりやすい形で寄附のPRを図るほか、寄附受け入れにかかわる手続についても、市外の寄附者の便宜を図るため、電子化するなどで検討をいたすとともに、東京あるいは札幌のふるさと会とも連携を図りながら、機会あるごとにゆかりのある団体に働きかけをしてまいりたいと考えております。

また、ふるさと納税制度の導入による寄附金税制の見直しにあわせて、2008年度地方税制改正では、居住地の地方公共団体に対する寄附金についても、控除方式を所得控除から税額控除に改められるものであります。更に、現行の寄附金税制の中では、国、政党に対する寄附のほか、公益、社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人、認定NPO法人等に対する寄附につきましても、所得税からの控除が認められているものでありますが、今回の税制改正においては国、政党に対する寄附を除き、市町村が条例で定めた団体に対する寄附については、地方公共団体に対する寄附と同様に住民税の税額控除方式によるものとされるものであります。これらにつきましては、詳細はまだ不明な点がありますが、市民税が減となる一方、住民の意思により社会福祉の増進が図られるといった面もありますので、この導入に向けた検討も進めてまいりたいと存じております。

以上、申し上げまして、私からの答弁とさせていただきます。 (降壇) 副議長(山居忠彰君) 相山副市長。

副市長(相山愼二君)(登壇) 私からは、財政健全化の具体化と消防の広域化並びに北電等の 電柱占用料の関係についてお答えを申し上げます。

まず、新たな自治体財政健全化法に基づく財政健全化の具体化についてのお尋ねがございました。

連結実質赤字比率など、4つの健全化判断比率を用い、それぞれ一定の基準を超えた場合、 財政悪化の初期段階にある早期健全化団体、更にはこれまでの財政再建団体に相当する財政再 生団体に該当となることは、これまでにもお答えをしてきたところでありますけれども、新年 度からの法施行を間近に控え、先般、健全化判断比率の詳細が明らかにされたところでありま す。

そこで、その内容でありますが、財政再生団体、いわゆる財政再建団体については、実質赤字比率20%以上、全会計を含めた連結実質赤字比率は3カ年の経過基準40%、3年を経過した後は30%以上、更には実質公債費比率につきましては35%以上で該当となるものであります。

また、早期健全化団体につきましては、標準財政規模に応じて判断基準が異なり、平成19年度の本市の標準財政規模をもとに試算をいたしますと、実質赤字比率は約13.5%、連結実質赤字比率18.5%、実質公債費比率25%を超えた場合に該当団体となるほか、早期健全化団体への判断のみに用いられる第三セクターなどの負債なども勘案した将来負担比率は350%以上で該当となります。本市においては、この4つの指標のうち、実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率については財政再生団体あるいは早期再生団体には該当しないものと見込んでおりますけれども、多額の不良債務を有する病院事業を持つ本市にとりまして、最も懸念される基準が連結実質赤字比率でございます。ただいま申し上げました基準で推計すると、全会計で約37億円の赤字を有した場合、財政再生団体への該当となり、約17億円の赤字を有した場合、早期健全化団体に該当し、こうしたことからも病院を除く他の会計の健全性はもとより、病院事業会計の改革が本市最大の課題となっているところでもございます。

そこで、この病院の健全化に関して、何点かのお尋ねがございました。

まず、医師の配置状況について申し上げますと、最近の大学病院における医師不足の状況は、地方の公立病院等に大きな影響を与えており、市立病院においても臨床研修医制度が始まった平成16年には27名いた常勤医師が年々減少し、明けて20年度には4名の医師の転出が決定いたしておりまして、新しく赴任する医師と北大から1週間交代により派遣される1名を加えても、常勤医師は15名となる見込みにあるなど、新年度においても厳しい経営状況が予想されるところでございます。これら医師の減少の要因としては、市立病院が派遣を受けている旭川医科大学の第1内科、第3内科等では、卒業生の多くが道外出身者のため、旭川に残る医師が減少していることに加えまして、自己都合による退職や開業等により教室員が減少しておりまして、大学の医師を確保するために従来派遣をしていた地方の病院から医師を引き揚げているという

ことが大きな要因でもございます。

また、医師の確保につきましては、今年に入りまして旭川医科大学側と協議のため、何度か病院長がそれぞれの科の教授に面会し、医師の派遣の継続についての要請を行ってきたところでありますが、最終的に2月12日に消化器内科の医師1名の派遣中止が決定したため、この対応策として週3回の出張医派遣を受けることとなったところでございました。これらの経緯につきましては、議員のお話にもありましたように、去る2月14日の市立病院運営審議会において報告をさせていただいたところでございます。

次に、医師減少に伴う影響額と対応についてでございます。

新年度においては、常勤医が2名減少いたしますが、今回減少するのは皮膚科、消化器内科の各1名でありまして、その影響額につきましては皮膚科につきましては年間、入院・外来合わせて4,000万円ほどの稼働額でありますけれども、消化器内科については全体で年間5億2,000万円ほどとなっておりますので、1名に係る影響額についてはおおよそ2億円程度になるものと推計をいたしております。

そこで、こうした状況の中での新年度の予算編成についてでございますけれども、診療報酬の見直しが続く中にあって、収益については予算上は今年度も診療単価のアップと患者数の増加を見込む一方、費用については職員30名の減員と非常に厳しい予算を編成いたしているところでございまして、最終的には平成20年度においても一定の不良債務が発生するものと考えております。

このような厳しい経営状況に対応していくためには、何と申しましても医師の確保が最優先されるわけでありますけれども、状況としてはなかなか厳しい環境にございまして、こうした対応策といたしまして市立病院内において患者増を図っていくための方策として、昨年、糖尿病専門外来を新設するとともに、今年になりましてからは脊髄専門外来及び療養診療科外来を新設し、新たな患者の要望に対処しておりますし、また内科医師の減少に対処をしていくため、外科、婦人科、麻酔科の医師が協力体制を構築し、市立病院での診療を希望する安定期の内科再来患者の対応に当たっていくことで、患者の確保に努めているところでもございます。

次に、市立病院における健全化に向けた具体的な取り組みについてでございます。

広域化の連携構想等々につきましては、さきの総合計画審査特別委員会の中でもお伝えしておりますように、名寄市立病院との経営統合というのも選択肢の一つとして模索をしているというような協議を進めているわけでありますけれども、現実的にはなかなか早期にその実現を図っていくということについては難しい環境にあるということについては、お答えをさせていただいたとおりでありますけれども、こういった中にありまして総務省が示しました公立病院改革ガイドラインに基づきまして、今年中にも公立病院改革プランを策定いたさなければならないものと考えております。その具体的な内容といたしましては、経営効率化に関する改革につきましては、3年間をめどに策定することが求められておりまして、財務内容の改善に係る経営指標の中から経常収支比率、職員給与費対医業収益比率及び病床利用率の数値目標を必ず

設定することとされております。

現在の病院の状況からいたしまして、病床利用率の目標達成は可能と考えておりますけれども、経常収支比率の目標達成のためには収入の増加、確保対策とともに、4億円程度の経費節減対策が必要となっておりますので、現在、病院内にこれらの事項を協議する組織を立ち上げまして、目標の達成に向けて収益増加対策、経費の節減対策など具体的な取り組みを検討しているところでもございます。これらの取り組みといたしましては、民間的経営手法の導入、病床の削減による人件費等の抑制、未利用病床の有効利用の検討、各種契約の見直し、医療機能に見合った診療報酬の確保、未収金の徴収強化対策、医業外収益の増加などでありまして、今後早急に目標達成に向けた取り組みを行うことで収支の改善を目指してまいりたいと存じます。

なお、この改革プランを策定することによりまして、必要な経費については財政支援措置が 講じられることとなっており、改革プラン策定に要する経費も交付税措置とともに、平成20年 度に限り平成15年度以降に発生した不良債務を長期債務に振り替える公立病院特例債の発行が 可能とされたところでありまして、市立病院の不良債務の計画的解消を図る意味からも、公立 病院改革プランの策定が急がれておりますので、今後全力を挙げて取り組んでまいりたいと存 じます。

また、こうした改革プラン、更には病院の健全化等々にかかわっての決意と体制の整備というものが極めて重要ではないかというお話がございました。当然、そういった体制を構築して、しっかりとした計画をつくっていくということが最優先されるわけでありまして、それに伴う体制、我々の考え方としては私を当然先頭にして、そういったもろもろの手続等々に当たってまいりたいというように考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、消防広域化に関するお尋ねについてでございます。

まず、これまでの経緯も含めてお答えを申し上げますと、現在、国では全国に800余りあります消防本部、特に小規模な消防本部を統合し、広域化を図るということを目的に、平成18年度に消防組織法の一部を改正して、平成24年を目標に広域化を実現させるという計画であります。広域化の目的としては、何点か挙げられておりますけれども、本部の統合により現場で活動する要員を増強する。または、災害時における初動体制の強化あるいは大規模災害時の増援体制の充実、高度な消防設備の整備等が挙げられております。

これを受けて、各都道府県は平成19年度中に全国の消防本部に消防広域化推進計画を示すということで、北海道においても昨年11月19日、道北地区の消防本部に対し、計画の素案が示されたところであります。この素案でありますけれども、道の基本的な考え方といたしましては、第2次保健福祉医療圏と同様の枠組みとし、現在、道内で68ある消防本部を21にするという案でございます。この中で、当地域につきましては、上川北部圏の士別地方消防事務組合と名寄に本部が設置されている上川北部消防事務組合との広域化、すなわち和寒以北中川町まで2市5町1村で1つの消防本部を構成する案が示されたところでございます。

これを受けまして、上川北部消防事務組合とも事務的な協議を行いましたけれども、8市町

村の消防におきましては、職員数がいずれも現在不足をしている。これを合併広域化しても、 現場活動要員を増やすことができない。また、所轄面積がいずれも広大であることから、消防 署の再配置について極めて難しい状況にあるという現実がございます。

また、市町村の財政状況が厳しい中にありまして、各市町村においては年次計画に基づき、 消防車等の導入計画を立てておりまして、道の考えている自賄い方式を解消して、負担金方式 にできるかという大きな課題もあるわけでございます。今後、道の広域化推進計画がこの3月 中に決定をされ、これを受けて後、平成24年度までの間に関係機関とこういった課題も含めて 十分検討していく必要があるというように考えております。

また、消防の広域化によって、人員配置の効率化や消防体制の基盤強化が考えられるところでもありますけれども、ただいまお話にもありましたように消防団の問題等々、非常に大きな課題がございますので、本当に道が示している広域化構想そのもので本当に充実した消防防災組織ができるのかということについては、極めて問題点も多いと存じておりますので、これらを今後協議を進めていくに当たりましては、そういったことも十分含めて国・道に対する制度の考え方等々についても、改めていただくものは改めていただくという姿勢で協議を進めてまいりたい、そのように考えております。

次に、高速道路に救急車専用の入り口を設置することを要望すべきというご意見がございました。

士別剣淵インターチェンジから多寄町までの12キロにつきましては、現在、北海道開発局と関係地権者との間で着工に向けた設計協議が行われておりますが、多寄町から名寄市までの残り12キロについては、いまだ着工命令が出ておりませんので、このことについては従来からも地域挙げて要望しているものでございますので、ぜひ早期に着工命令が出るように要望も継続してまいりたいというように考えております。

一方では、昨年、北海道より自治体等の広域化連携構想が示されたところでありまして、今後においては地域センター病院の名寄まで迅速かつ安全に患者を搬送していくといった体制の確立が大きな課題ともなるわけであります。このため、患者搬送の一つの方策として、市立病院に近接するところから救急車や特殊車両の乗り入れが可能となる専用出入り口を高速道路に設けていただくよう、市長からも旭川開発建設部長などの幹部に対し、これまでも機会あるごとに要望をいたしてきたところであります。

そこで、先月27日に開催されました高速道路の事業計画説明会において示された設計の中で、公安委員会との最終的な協議は残されているものの、道道と市道西1号線が交差する中士別4線付近に緊急車両などの専用出入り口が設置されることが明らかにされたところでありまして、まずは多寄町まで早期着工を、そして名寄までの早期完成に向けて努力をしてまいりたいというように考えております。

次に、北電等の電柱占用料の引き下げについてのお尋ねがございました。

本市におけるこれら電柱等の道路占用料につきましては、道路法第39条第2項の規定に基づ

き、士別市道路占用料徴収条例を制定し、市が管理する道路占用料の額及び徴収方法などを定め、占用料を徴収いたしております。この占用料の額につきましては、本市を初め、多くの自治体が道路法施行令に準じた額を設定しているのが現状でございます。現在の占用料は、平成6年次における地価水準を基準に算出され、平成8年4月に改正されたものでありますが、その後12年間見直しが行われないまま現在に至っておりますが、最近では占用料の基礎となります地価水準の大幅下落、更に全国的に市町村合併が進展し、占用料の基礎となる市町村区分が大きく変動していることなどから、国においては道路占用料制度に関する調査検討会より占用料の大幅な引き下げを内容とする報告がなされ、平成20年度から道路法施行令を改正することとなっているところでございます。

本市におきましても、現在まで国と同様の占用料を設定しており、平成19年度予算については北海道電力分として電柱6,270本のほか、支線柱強化電線等で650万円、NTT分として電話柱4,100本のほか、支線柱地下ケーブル等で648万円、その他占用料合わせて1,341万円となっていたところでありますが、国の改正理由となっている地価水準の下落や朝日町との合併もあり、本年4月までの道路占用料徴収条例の改正を考慮し、平成20年の予算につきましては数量については変更せず、改定予定の単価により積算をいたし、北海道電力分が417万円、NTTが399万円、その他占用料を加えて総額857万円を見込み、昨年度と比較し484万円減額となる歳入予算を見込んだところでございます。

しかしながら、平成20年度からの改正予定については、国及び北海道と一部の市町村のみで、他の多くの市町村においては改正の予定がないことに加え、新年度予算編成後におきまして国の考えとして今回の改正に伴い、各自治体での占用料の統一は現時点では困難であるとの考えが示されたところでありまして、この背景にはお話にもありましたように占用料については自治事務にあると、市町村が独自に判断して定めるものであるということも背景にはあると思いますし、一方では新たな占用料の、国のほうで改定した基準が細分化されたということと、それに伴って事業者が実際のそれらの設置されているものの調査がそこまでいっていないというような背景もあるようでありまして、本市においてはそういった背景も踏まえて、この20年度の条例改正については見送って、現行どおりの占用料の徴収を行ってまいりたいと考えているところでございまして、予算ではそういう考え方で編成をいたしましたけれども、従来の額に平成20年度は戻るということで御理解を賜りたいと思います。

なお、今後につきましては、他自治体の動向把握とともに、各関係事業者との協議も必要になってくると思いますので、慎重に対応して、これに当たってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上申し上げまして、御答弁とさせていただきます。 (降壇)

副議長(山居忠彰君) 吉田総務部長。

総務部長(吉田博行君)(登壇) 私から、公契約条例についてお答え申し上げます。

公契約条例は、国際労働機関により採択された公契約における労働条項に関する条約を基本

として、公的機関が受託事業者との間で結ぶ契約に適正な労働条件や賃金を確保するため、自 治体が事業者との間で結ぶ契約の基本的考えを条例で定めようとするものであり、欧米諸国等 では公契約法として法律で定められているところもありますが、日本においては労働条件の決 定の仕組みや法体系が異なるとの理由から、批准していない状況にあります。

具体的に申し上げますと、士別市が業務の対価として支払う請負業務委託等に対し、賃金や 労働時間などの労働条件のほか、障害者の雇用状況や環境への配慮など、企業活動の広範な分 野にわたって市の条例により一定の基準を定め、これを満たす企業と契約を締結することを内 容とするものであります。

現在の我が国の産業経済政策の基本的方向は、さまざまな規制を緩和して自由な経済活動の環境を整え、民間の創意工夫を促し、経済を活性化することにあり、仮に労働協約等に違反することがあれば、労働基準法などに基づき厳正な対応を図るべきであり、これら現行法令を上回る条例を自治体が制定することはできないことから、単に努力目標的な条例になってしまうことや、その内容によっては一部業者の排除といったことにつながる可能性もあるなど、非常に難しい課題があるものと考えております。

こうしたことから、本市においては当面、現行の法令等に基づき対応してまいりたいと考えておりますが、現在の労働者の雇用状況などは非常に厳しい環境にありますので、他市との情報交換等に努め、内容の検討とともに各業者に対して工事等の適正な施工や労働者の雇用等につきまして、関係法令を遵守することはもとより、適正な賃金の支払い、更には現場環境等に配慮するなどについて、今後とも強く要請してまいりたいと存じます。

なお、議員のお話にもありましたが、本市では土別市発注工事に係る元請及び下請適正化に 関する取扱要綱を定め、労働保険料の適正納付や勤労者退職者共済機構への加入について要請 しておりますとともに、更には函館市の話があったわけでございますけれども、本市におきま しても今月中でありますけれども、公共工事の適正な施工の確保についてという内容で、土別 市建設工事等入札参加登録業者に対して、文書を通知する予定になってございます。

その主な内容でございますけれども、下請の適正化等についてということで、元請業者が工事の一部を下請負に付する場合には、建設工事標準下請契約約款またはこれに準拠した内容を持つ契約書により適正な工期及び工程の設定を含む契約を締結すること。2つ目としまして、下請代金の設定は施工責任範囲、施工条件等を反映した合理的なものとし、特に下請代金の見積もりに際しては賃金等に加え、必要な諸経費も適正に積算するように考慮すること。

更に、今年改めて文書化した内容でございますけれども、特に不当に低い請負代金、指し値発注、赤伝処理などの不適正な元請、下請関係については、法律に違反するだけでなく、建設業への信頼を損ねるものであるので留意すること。こういったことを文書化するとともに、労働者の雇用等につきましても、1つとして、本市発注工事については公共工事設計労務単価、いわゆる二省協定労務単価でありますけれども、これを使用して積算しておりますので、この点に十分留意して建設労働者への適正な賃金の支払いについて配慮すること。2つ目としまし

て、労働者の雇用に当たっては、地域活性化の観点からも、できるだけ地元労働者を雇用する ように努めること。

更に、建退共等への適正な取り扱いといたしまして、建設現場で働く労働者の退職金制度確立のため、建設業退職金共済制度や中小企業退職金共済制度等の加入促進により、従事する労働者の福祉の向上、雇用の安定を図ること。2つ目といたしまして、建設業退職金共済制度の取り扱いについては、ただいま申し上げました士別市発注工事に係る元請及び下請適正化に関する取扱要綱を遵守し、対象労働者に共済証紙が貼付されるよう努めること。こういった内容の文書を今月中に発送する予定になってございます。

以上をもちまして答弁といたします。 (降壇)

副議長(山居忠彰君) 佐々木経済部長。

経済部長(佐々木幸二君)(登壇) 私から、農・商・工連携による地域活性化事業についてお答えいたします。

まず、本市における農・商・工の共同の取り組みでありますラブ士別バイ士別運動についてでありますが、本運動は市民の方々の郷土への強い愛着心を醸成することにより、その郷土愛が機運となって地元農産物や商品、さらには物づくり技術の愛食愛用に結びついていく全市民的なまちづくり運動として、平成11年に商工会議所、農協、市の連携のもと協議会を設立し、取り組みを開始いたしたところであります。現在では、その参加団体も経済、まちづくり等の12団体に拡大し、各団体連携のもとに運動の趣旨に基づいた各種の事業を展開いたしております。

特に、この中で本運動の趣旨を市民の方々に理解していただく農・商・工がスクラムを組んだ取り組みとしての産業フェアにつきましては、昨年で8回を数え、本市の一大イベントとして市内外に定着化が図られてきております。この産業フェアは、農・商・工がそれぞれの特徴を打ち出した内容となっており、農業では旬の農産物や手づくり加工品の直売に加え、酪農等の農作業実演と米などの農作物の播種から収穫までの栽培と成長する過程がパネル展などで紹介されております。商業では、菓子商組合によるケーキづくり等の体験や多くの商店が総合体育館に出店しての特の市の開催、更に工業では技能士会が中心となって木工、塗装などの匠のわざの披露と廃油ストーブ、融雪槽などの展示とあわせ、各種作品の販売などを通じて多くの市民に本市産業の魅力とその重要性が再認識されているところでございます。

また、市民参加のもとに、今置かれている農・商・工の現状認識とあわせ、安全・安心で豊かなまちづくりについて意見交換等を行う「見直そう食とまちフォーラムイン士別」を平成17年から毎年開催いたしております。こうした農・商・工が連携しての取り組みに対する国・道などの支援策といたしましては、他にはない本市が今日まで進めてきましたラブ士別バイ士別運動が地場産業の活性化とまちづくりに極めて有効な取り組みとのことから、平成12年にはまなす財団より高い評価を受け、補助金が交付されたところであります。

また、農・商・工等にかかわる各団体で構成のサフォークランド士別プロジェクトが実施の

地元産サフォーク羊肉を活用したオリジナル料理とレトルトスープカレー等の特産品開発、更には高品質な羊肉の安定供給など、サフォークプランドの確立を図るため、いきいきふるさと推進事業として北海道市町村振興協会からの補助を受け、更に平成18年には日本商工会議所及び北海道商工会議所連合会からも補助金の交付を受け、本プロジェクトの取り組みを進めているところであります。平成20年度におきましても、これらの取り組みについて一層の充実強化に努めるとともに、商店街が実施の年末年始大売出しを活用しての地場産品の消費拡大と本市基幹産業である農業の活動と農産物を見て、食べて、体験する土別まるかじりフェアについても、引き続き実施いたしてまいります。

本年度、特に新たな取り組みといたしましては、商工会議所や地元建設業との連携協力により、市民の住宅の新築、増改築等の相談に応じる特別相談窓口を定期的に開設し、快適な住環境整備とあわせ地元建設業への発注を円滑に促進する士別市住まいづくり応援事業を計画いたしており、今後ともこうした取り組みを通じ、より一層本運動のすそ野拡大が図られるよう、この対応に当たってまいりたいと考えております。

そこで、農・商・工連携による地域活性化の推進に対する国の支援策でありますが、平成20年度から実施が計画されている農・商・工等連携促進法につきましては、農業、商業、工業の垣根を越えて、それぞれの経営資源を有効に活用し、相乗効果を発揮するような事業活動を推進した場合、税制面や資金面において中小企業及び農業者に対し、農林水産省と経済産業省の共同で、お話のとおり支援が行われる内容となっております。

また、平成19年6月より実施の地域産業資源活用事業につきましては、中小企業者が農産物、 芳香用品、観光資源等の地域資源を活用し、新商品、新サービスの開発と販路開拓等に取り組 む場合、制度融資や税の減免、更には試作品開発及び展示会出店経費等への一部補助などが行 われる内容となっております。

ただ、この地域資源につきましては、北海道が各市町村から意見を取りまとめて指定し、最終的に国から各市町村の地域資源として認定を受けることが必要となっております。このため、本市におきまして商工会議所、農協等と十分協議し、農産物では米、大豆、甜菜、サフォーク羊、更に観光資源では羊と雲の丘、岩尾内湖、天塩岳、天塩川を本市の地域資源として、平成19年12月26日付でこれら8件の資源が国から認定を受けたところであります。また、上川管内全域を対象とした地域資源として、カラマツ、トドマツ及びプレス加工品、プラスチック成形品とその加工技術も指定されており、北海道全体では813件の地域資源が認定されております。

この地域資源を活用した今後の取り組みといたしましては、特に生産農家におきましてサフォーク羊の増産計画を打ち立てている中で、その羊肉の販路開拓が肝要なこととなっており、このためには急速冷凍貯蔵の導入による羊肉の通年供給が重要な課題となっております。また、地元産羊肉を使用した加工品の商品化が軌道に乗りつつありますが、レトルトスープカレーは生産と販売は地元が担っているものの、加工については市外事業者に委託しており、このため地元での製造加工を可能にし、生産から加工販売に至るまで一貫した生産流通体制の整備が望

まれております。更に、市内の農業者によって、パンづくりに最も適した初冬まき小麦の春よ恋が栽培されており、現在、市内の菓子商組合において、その小麦粉を用いたパンやお菓子などの試作品づくりも計画されているところであり、このようにサフォーク等の地域資源を活用した取り組みが徐々にではありますが、広がりを見せている状況にあります。

したがいまして、斉藤議員の御提言を踏まえ、国の新たな中小企業支援対策等については、 地域経済の基盤であります農林業や中小企業の経営、雇用を確保し、維持、振興するというこ とで、まさに本市経済の活性化を図る上では極めて優位性の高い事業でありますので、早急に 事業所及び農業者等に普及啓発とその活用促進を図りながら、より一層、農・商・工連携のも と、地域に根差した地場産業の育成、振興が図られますよう、鋭意この対応に当たってまいり たいと考えております。

以上申し上げまして、答弁といたします。 (降壇)

副議長(山居忠彰君) 14番 山田道行議員。

14番(山田道行君)(登壇) 第1回定例会に当たり、通告に従い一般質問を行います。

まず、協働のまちづくりについて質問をいたします。 今、行政では市長と語る会、また総合計画、市政執行方針の中に協働のまちづくりという言葉がよく出てくるわけでございます。調べてみますと、協働のまちづくり推進事業支援要綱が

あり、その中で武徳共同墓地整備、土別ソフトテニス連盟、花はなクラブ等に19年度は支援を

していると理解をしているところでございます。

しかし、協働のまちづくりの中には、社会教育活動、社会福祉、社会奉仕活動、青少年健全 育成活動、市主催事業等への参加、手伝い、また地域社会活動なども協働のまちづくりの中に 入るのではないかと思うわけです。

例えば、清掃活動、ごみ回収、市のまつりの手伝い、青少年のための地域での活動など、まだまだ目に見えない団体が地域のために活動をしております。その活動の中では、自分たちの団体はみずから保険を掛けて活動をしている団体、または未加入で活動をしている団体と、さまざまな形で市に対してボランティア活動をしてもらっているわけであります。そのときに、小さな事故、大きな事故があったとき、みずからその団体が対応し、処理をしていることと聞いております。それを聞き、私は市民が協働の精神のもと、公的活動に携わる場合に配慮をすべきだと思い、いろいろなところを調べてみますと、全国で仙台市、福岡県水巻町、北海道では芽室町。

芽室町では、平成20年度から全町民対象の損保加入を実施する予定があります。町は、公園管理や道路清掃、広報紙配布など町民に委託しているが、受託事業中にけがをした町民は自身で加入する保険を利用しなければならなかったと。損保加入は、予想外の事故に遭遇した場合なども、町が責任を持って対応し、町民の協力を得やすい環境をつくるのがねらいであると。 芽室町は、住民との協働のまちづくりを実現するため、公共サービスパートナー制度や協働のまちづくり支援事業を初め、さまざまな事業に取り組んでいるが、一方では活動における保障

に関しては団体に依存をしているのが現状で、活動経費を確保するため、無保険で活動をしている団体も存在し、したがって引き続き安心して積極的に活動をしてもらうために保障制度を設けて支援するものであり、これにより住民との協働自体も一層促進することが期待できると。また、既に保険に加入している団体においては、本保険に対象となることによって、事業費的余裕ができ、本来の活動の充実につながると思われるという内容であり、このような制度が土別市でも実施されれば、市民が安心してさまざまな活動に参加できる環境が整うと思います。これからは、市民と行政がスクラムを組んで、ともどもに協力をし、市自体の盛り上げが不可欠と思い、土別市の協働のまちづくり推進事業支援要綱を見直し、ボランティア活動を含む市民全体に対して、安心して協力のできる体制がとれるよう見直しができないものかお答えをお願いいたします。

次に、移住政策の推進についてお尋ねをいたします。

昨日、谷口議員もこの件について質問をしたわけでございますけれども、重複するところが ありましたら、その答えをしなくてもいいということで質問をさせていただきます。

これまでも幾度か、この課題について質問をさせていただきました。地域の振興において、この移住が活性化に大きな役割を果たすことから、北海道を初め、現在では多くの市町村がこの移住政策を推進をしております。特に、団塊の世代が定年退職の時期を迎える数年は大きなチャンスであり、推進にも一層力が入っているところもあるようにお聞きいたします。士別市においても、昨年3月に「ようこそ!士別プロジェクト」が観光協会や農協、民間事業者、そして行政が中心となって組織され、士別市での移住政策促進に向けた検討がなされているところですが、このプロジェクトにおいて士別市としてどんな方向での移住政策を推進しようとしているのか、最初にお聞きをしたいと思います。

特に、昨年12月には東京で開催された移住フェアにも、士別市として初めて参加をしたわけでありますが、この中で都市部に住んでいる人たちは北海道への移住についてどのような印象を持っているのか、あるいは会場で直接相談があった内容など、実際に参加して感じ取ったものがあると思いますが、このことについてもこの機会にお示しをいただきたいと。

特に、PRの点でいえば、市のホームページから、この移住について調べようと思っても、 どこにそのページがあるのか、現在わかりづらいという話も聞くわけでございます。この点に ついても今後の考え方をお聞きしたいと思います。

更に、このたびの総合計画においても、しっかりと移住という項目でこの政策を実施しようとしているわけでありますが、こうした一連の活動を踏まえ、プロジェクトとして士別市がこの政策に取り組んでいく際の課題として考えられるものは何なのかをお伺いします。移住を推進していく上で、例えば団塊の世代の方が移住してこられて、当初は順調に生活できていたものが、だんだんと移住された人たちのイメージと違ってきたことで、後々トラブルになったとか、最初の説明と違ったとかの問題点も指摘されてきています。移住を推進していくためには、責任ある説明と受け入れのあり方が重要であり、しっかりとした体制の中で移住を推進してい

く必要があると思います。単に士別市に移住してくることよりも、しっかりとこの地域を見て もらった上で、その後の対応を決めるということができるようにすることが大切だと思うわけ であります。こうしたことも踏まえて、今後、市の移住政策をどの層を対象にして、どんな方 法で推進していこうとしているのかお伺いをいたします。

その中でひとつ、農業を求めて移住をしてくることを想定してでございますが、団塊の世代であることから、新規就農者としての対応ができるのか。今、士別市の農業も後継者不足ということで、新規就農者の数が減少をしていると思います。今、士別では新規就農者の年齢要件は何歳ぐらいなのか。美深町では、団塊の世代の対応で年齢を40歳以下から55歳以下に引き上げをしたと。それは早期退職者、定年後に農業を行いたいとする意欲、体力、資金力のある団塊の世代からの就農希望に対してできるよう見直すことで、士別市でもこのような考え方をすれば、意欲のある移住者は新規就農者としての対応ができるのではないかと思い、どのような考えをされているのかお示しをいただき、私の一般質問を終わらせていただきます。 (降壇)副議長(山居忠彰君) 田苅子市長。

市長(田苅子 進君)(登壇) 山田議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、協働のまちづくりについて申し上げますが、地方財政を取り巻く状況や市民ニーズの多様化、高度化など、大きく変貌を遂げる中にあって、これまでもさまざまな場面で今後のまちづくりにおける有効な手段であることを申し上げてきたところであります。このたびの総合計画の策定に当たりましても、市民と行政の協働の考え方に地域資源と交流の概念を加えて、地域力という基本理念を示したところでもあり、今後におきましても市民の方々の御理解をいただきながら、各種行政活動を展開していくとともに、こうした活動に積極的に参画をしていただくことも極めて大切なことと考えております。

山田議員のお話にありましたように、芽室町におきましては協働のまちづくりを推進するための一つの手段として、公共サービスパートナー制度などを実施しており、この推進に当たりましては、全町民を対象とした損害保険制度に加入することで、町民の方々が安心してまちづくりに参加できる体制を整備しようとしているところでもあり、協働のまちづくりを実際に推進する環境づくりを整備する、これも一つの事例であろうと認識をいたしているところであります。

そこで、本市における市民が各種行事に参加をして事故等に遭った場合の対応でありますが、 市が主催する行事等におきましては、全国市長会の市民総合賠償保障保険に加入するなど、対 策を講じているところであり、公民館行事など、事業の種類によっては、さらに個別の保険に 加入しているところでもあります。また、ハーフマラソン大会や歩くスキー大会、産業フェア、 天塩川まつり、雪まつり等の実行委員会を組織して開催するイベントにつきましては、実行委 員会が保険に加入をしている状況にあります。

更に、これら実行委員会や団体等が負担をしている保険料についてでありますが、このたび 見直しを行った補助金交付規則取扱要領におきまして、事業に係る保険料として事業推進に当 たって発生した災害や事故等によって、実行委員会や団体がその責任を担うべき保険を補助対 象経費として改めて位置づけたところであり、団体の負担も軽減できるものと考えております。

しかしながら、お話にありましたように、市民協働のまちづくり推進事業にあっては、その 支援対象経費に保険料が明示されていないことから、補助金交付規則取扱要領に基づき、今後 は対象経費として取り扱ってまいりたいと考えます。市が主催する事業はもちろんのこと、団 体等が開催する公的な事業に多くの市民の方々に安心して参加できる環境をつくりながら、協 働のまちづくりを推進していくことは大切なことであり、今後におきましても、こうした視点 を大切にしていかなければならないものと考えております。

次に、移住政策の推進についてお答えをいたしますが、さきに質問をされた方の内容と重複するところがあって、判断によっては答弁は要らないというようなことでありましたけれども、聞いておりますと、なかなか含蓄のあるお話でもありましたので、答弁をさせていただきます。まず、ようこそ士別プロジェクトとして、どのような移住政策を推進しようとしているかについてであります。

これまでの議会におきましても、繰り返しお答えをしているとおり、本市としては団塊の世代にこだわることなく、あるいは完全移住にこだわることなく、広く交流という視点も重視する中で、地域の特性を生かした特色ある移住受け入れシステムの確立を図ることで、士別ならではの移住政策を展開することが大切であると考えており、充実した受け入れ体制を整備していくことが課題となっております。

そこで、東京で開催された移住フェアにつきまして、今回初めて参加したわけでありますが、 まずは都市部住民の方々が移住に対してどのようなニーズを持っているのかを把握することを 第1の目的に、あわせて士別市のPRや移住相談に当たってきたところであります。

当日は、約150人の来場者が士別市のブースに立ち寄っていただいたところでありますが、 来場者のお話では移住するに当たっては、やはり住宅や土地に関する情報を最も必要としてい ること。また一方では、冬期の生活や移住後の就労の場に不安を抱いているということが明ら かとなりました。本市におきましても、これらの課題への対応についてプロジェクトを中心に 検討を進めていかなければならないものと考えております。特に今回は、以前から相談のあっ た方が直接会場にも足を運んでいただいたことで、より具体化することを期待しているところ であります。

次に、移住に関して市のホームページからではわかりにくいといったお話がございました。 谷口議員にもお答えをしたとおり、現在は北海道移住促進協議会や北海道庁のホームページに リンクする形で情報を発信していることから、その状況につきましては十分とは言えないと感 じておりますので、前向きにその充実を図るように今後努めてまいりたいと考えております。

更に、今後におきましては、住宅や土地、就労に関する情報の整備、冬場の生活の不安解消 といった課題を認識する中で、まずは士別市とはどういうまちなのかを見て、聞いて、肌で感 じてもらうことができる相談体制や、体験移住のメニューを充実するとともに、本市にゆかり のある誘致企業やふるさと会の支援も得ながら、事業を展開してまいりたいと考えます。

また、団塊の世代を新規就農者として受け入れ、支援をすることについてでありますが、このことにつきましては上川管内の市町村における対応について調査を行っておりますが、内容を総じて申し上げますと、新規就農の場合、若い世代にあっても農業技術を習得して営農感覚を養うまでには相当の年数を要しており、定年期を迎えた方々が農業者になるためには、そのイロハから研修を始めることや、農地や施設の取得には多額の投資が伴うことなどからリスクも大きく、現段階では支援策を講じて積極的に受け入れするまでには至らないということであります。

ただ、この中で美深町では、団塊の世代にある町の出身の方から、親の所有する農地でのUターン就農について相談があったため、これを契機に新規就農に係る町の条例を改正して、お話のような年齢要件の引き上げを行うものであり、おおむね55歳とすることで実質的には2割を上乗せした66歳にまで対象を広げるものであります。

そこで、本市における対応についてでありますが、新規就農者に対する支援は、士別市農業・農村担い手支援規則による各種の助成策を柱として行っており、年齢要件はおおむね45歳とすることで、実質的には54歳までを対象にしているものであります。ここ数年における就農の問い合わせや、毎年、東京と札幌を会場に開催される就農相談会での来場者は、そのほとんどが20代から30代の方々でありますことから、現時点におきましては今の要件を持って十分に対応できるものと考えております。

しかしながら、団塊の世代が定年期を迎える今日、お話のように気力、体力、あわせて資金力に加え、例えば本市農業応援アドバイザーのように、長年にわたって農業に深くかかわった仕事をされ、高い知識と豊かな経験を持たれた方が農業に志を向けてこられることも想定される状況においては、この方々就農の道を開くことは本市農業・農村の活性化という面におきましても、重要な課題であろうと考えております。

ただ、実際に受け入れるとなれば、就農者はもとより、受け入れ地域に対する責任が伴うものでありますので、今後の新規就農に向けた支援体制のあり方や年齢要件などについては、農協を初めとする関係団体等とも十分に協議、検討をいたしてまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、答弁といたします。 (降壇)

副議長(山居忠彰君) 8番 柿崎由美子議員。

8番(柿崎由美子君)(登壇) 2008年第1回定例会におきまして、一般質問を行います。 初めに、危機管理についてお伺いいたします。

今日の社会情勢を見ますと、自然災害に始まり、医療問題、年金問題、イージス艦と漁船の 衝突事故、食の問題など、大きな問題が山積しております。家庭にあっても、ストーブや瞬間 湯沸器の爆発などが新聞やテレビで報道されています。私たち住民は、常時、危機的状態の中 で大きな不安を抱きながら暮らしていることになります。そこで、本市における危機管理につ いて幾つか質問をいたします。 最近は、多くの機能を持つ携帯電話や、インターネットはごく当たり前に使用され、生活の中にすっかり定着していますが、楽しく便利である反面、使用する者の考え一つでさまざまなトラブルや事故、事件を引き起こすことにもなっています。数年前の長崎県佐世保市の小学校6年生のネットにかかわっての女児殺害事件は、忘れられない衝撃的なものでした。ごく最近でも、出会い系サイトで知り合い、メールのやりとりだけでだまされ、金銭を巻き上げられたという新聞報道もあり、トラブルや事件は後を絶ちません。また、学校裏サイトと呼ばれるインターネット掲示板により、子供たちの間では個人情報や中傷、誹謗などの書き込みによって、いじめがエスカレートしている実態もあると聞いております。本市の小・中・高生のインターネットや携帯メールなどの実態は、どのようになっているのでしょうか、つかんでいましたらお聞かせください。

子供たちをネットやメールから守るために、学校としてのよい手だてはあるのでしょうか、 お伺いいたします。

また、消費相談窓口へのネットによる苦情、相談などがありましたら、その件数と1つの実例と、それに対するアドバイスをお聞かせください。

次に、交通安全と防犯についてお伺いします。

市民は、住みやすいまちで、安全で安心な暮らしを求めていますが、市内にはまだまだ危険なところや暗い道路がたくさんあります。児童の通学路の雪道の状態、高く積み上げられた雪で見通しの悪い交差点など、特に冬の道路は危険がいっぱいです。東二条1丁目の交差点で死亡事故が発生したことは、まだ記憶に新しいことです。歩行者の安全を守る立場から、このような交差点での事故を教訓に、危険箇所のチェックには特に目を配ってほしいと思いますが、いかがでしょうか。街灯が少なく、薄暗い道路もありますが、例えば児童館から帰る子供たちの安全は守られているでしょうか。青色回転灯をつけた車を時折見かけますが、この車の現在の台数、目的、範囲、時間など、具体的な内容をお聞かせください。

また、地域の子供たちをみんなで守るため、安全マップが全戸に配布されましたが、この安全マップはどのように活用されているのでしょうか。

子ども110番の家の現状については、以前にも質問をしましたが、時が移り、子供たちの様子も変わってきましたので、簡単な質問ですが、現在、子ども110番の家は何カ所あるのでしょうか。子供たちや父兄の皆様への周知は万全でしょうか。4月から、また新入学児の元気な姿が見られることになりますが、交通安全と危険防止から子供たちを守るために、新学期を迎えて特に取り組むことがありましたら、お聞かせください。

学校現場の安全につきましては、私の子供のころは学校は開放されたところ、安全なところと思って育ちましたが、今は全く逆で、学校には侵入者があったり、周辺には不審者がいるかもしれません。学校は自由に出入りができるということで、過去には侵入者によって子供たちに危害が加えられ、痛ましい事件もありました。市内の学校内の授業中、あるいは放課後の玄関を初め、出入り口の施錠などの管理について、その対策をお伺いいたします。

次に、原油価格の高騰による市民生活への影響についてお尋ねします。

昨年秋から、原油価格が急激に値上がりし、市民は不安な気持ちでこの冬を迎えられたと思います。このような年に限って、ここ数年なかった氷点下30度前後の日が何日もあり、灯油の減り具合を気にしながら日を過ごした市民も多かったのではないでしょうか。灯油の値上がりは、市民の家計を圧迫していますが、一般家庭を初め、基幹産業である農業、運送業、食品加工業、クリーニング業など、士別で営業している事業所への影響はどのようなものか、把握していましたらお聞かせください。また、原油価格の今後の動向など、わかる範囲でお聞かせください。

次に、男女共同参画社会についてのお尋ねです。

政府が昨年6月に出した男女共同参画白書では、日本の女性の社会参画は国際的に低い水準にあると指摘したという新聞報道がありました。この中では、国会議員、国家公務員、働く女性、管理職のそれぞれに占める女性の割合が非常に少ないと出ております。また、未就学児がいる共働き家庭で、男性が家事、育児に充てる時間の割合も各国と大きく差がついており、日本でも男女が仕事にも家庭生活にも、バランスよく参画できるような環境の整備が必要と強調されていました。

士別市総合計画の中には、長期にわたっての施策の体系や施策の内容などが数多く掲げられていますが、平成20年度には具体的にどこまで推し進めていくのでしょうか。計画の中の各項目を「市役所」という職場に当てはめてみましても、男女平等とは言いながら、その意識の改革はまだまだ努力を必要とするのではないかと思われます。女性職員の思っていること、考えていることを理事者は把握しているでしょうか、お聞かせください。

次に、地域福祉についてお聞きします。

士別市総合計画の中の地域福祉の現状と課題の中で、だれもが安心して暮らせる地域社会を築いていくためには、行政や関係機関、団体などの連携の強化、市民一人一人が福祉の担い手となって活動を展開する地域福祉の体制をつくり上げていくことが必要と書かれています。そして、主な事業の中には、3つの事業が掲げてあります。その中の福祉ボランティアまちづくり事業に、20年度は210万円の予算が計上されています。ボランティア団体などの育成と底辺の拡大を図るとありますが、210万円の事業の内容をお聞かせください。

最後になりますが、士別市子ども会育成会はリーダー研修ということを長期にわたって実施 していますが、その開始時期と内容をお聞かせください。また、初級からシニアまでの受講の 学年と人数をここ5年間の数字でお示しください。研修を終え、指導者となり、身につけた知 識や力をもって、成人となった人たちの社会へのかかわりは大いに期待するところです。実際 に、地元でその経験を発揮して活躍している人たちがどれくらいいるのかをお伺いいたしまし て、一般質問を終わらせていただきます。 (降壇)

副議長(山居忠彰君) 昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

(午前11時44分休憩) (午後 1時32分再開)

副議長(山居忠彰君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。田苅子市長。

市長(田苅子 進君)(登壇) 柿崎議員の御質問にお答えをいたします。

最初に私から、男女共同参画社会について答弁を申し上げ、危機管理、原油価格高騰の市民 生活に及ぼす影響並びに地地域福祉につきましては、それぞれ担当部長並びに教育委員会から 答弁をしていただきます。

初めに、男女共同参画行動計画の平成20年度における具体的な取り組みについてであります。 平成15年3月に策定をいたしました士別市男女共同参画行動計画につきましては、平成20年 度は6年目を迎えることになりますが、この5年間は性別にかかわりなく、その個性と能力を 発揮し、家庭、職場、地域などで対等なパートナーシップとして、生き生きと暮らす男女共同 参画社会の実現という目標に対して、さまざまな取り組みを進めてきたところであり、このた びの総合計画策定に当たりましては、これら5年間の経過を踏まえた中で各種施策や事業を体 系づけたところであります。

そこで、平成20年度における具体的な取り組みについてでありますが、各種講演会やセミナーの開催、DV被害者支援の取り組み、あるいは広報「しべつ」の男女共同のページへの情報掲載など、男女平等と人権を尊重する意識づくり、あるいは仕組みづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

また、男女がともに働きやすい環境づくりや健康増進、福祉の充実などを目指して、特に新年度におきましては新たな取り組みとして、母子家庭の経済的自立を図るための雇用保険制度における教育訓練のための指定講座を受講する際の経費の一部助成及び、就業のために保育施設の時間外に子育てサポートむっくりやこぶたの家保育園の保育サービスを利用した場合の利用料の半額助成を行う母子家庭就業支援事業を実施してまいります。

更に、母子保健事業として、1人目の子供を対象としていた保健師による新生児家庭訪問を4月までのすべての児童に拡大して助言や支援を行うほか、妊婦健康診査の公費助成につきましては、これまでの2回から5回にするとともに、超音波検査につきましても従来は35歳以上の妊婦を対象に1回実施をしていましたが、対象範囲を拡大してすべての妊婦を対象として実施をしてまいります。加えて、家族介護支援事業として、地域で認知症の人や、その家族を支援する認知症サポートの養成講座を開催いたします。

このほか、地元農畜産物を活用して、豊かな食生活を実現するための加工食品づくりや特産品の開発などを行う中で、農業への理解と食育の推進を図るべく、その活動の拠点となる農畜産物加工体験交流工房を建設する予定であります。

男女共同参画の推進は、男性にとっても、女性にとっても、一人一人の個性と意思を尊重し

ながら、真に豊かな社会を実現していく取り組みでもあり、このたびの総合計画策定に係るワーキングチームメンバーにも、女性職員の積極的な参加を促して意見の反映を図ったところでもあります。

また、全職員を対象にして行っている業務全般にわたる提案制度の活用や、職場会議の積極的な開催を通して意見を求めるなど、女性職員の考え方などについて今後とも十分把握をいたしてまいりたいと存じます。

以上申し上げまして、私からの答弁といたします。 (降壇)

副議長(山居忠彰君) 安川市民部長。

市民部長(安川登志男君)(登壇) 違法・有害サイトにかかわっての消費者相談、交通安全対策、原油価格の高騰による市民への影響につきましては、私から答弁させていただきます。

最初に、インターネットや携帯電話を使った消費者トラブルについての相談件数等について であります。

まず、消費生活相談窓口に寄せられた苦情、相談の総体的な件数につきましては、平成16年度は449件、17年度は326件、18年度は268件となっておりまして、ここ数年、相談件数は減少傾向にありますが、相談内容は複雑多岐にわたっております。そのうち、携帯電話、パソコンなどのインターネット機能でのワンクリック詐欺を初めとするアダルトサイト等への接続トラブルは、平成16年度は102件、17年度は30件、18年度は22件となっております。インターネットや携帯電話を使った消費者トラブルは、いわゆる出会系サイトやアダルトサイトに引き込むものが多く、おもしろ半分でサイトにアクセスし、後になって不当請求に悩まされるケースが増えております。

例年、これらの相談は相談件数全体の上位を占めており、最近では若年層、特に高校生や中学生からの相談が増えています。事例といたしましては、使った覚えのないアダルトサイトや出会い系サイトの情報料金を支払うよう催促してくるものや、最近では着メロサイトやゲームサイトからアダルトサイト、出会い系サイトにつながり、請求メールが届くというものもあります。これらの迷惑メールや架空請求の対処法としては、次のようなお話をさせていただいているところであります。

1つ目として、サイトの利用規約が見えにくかったり、明示されていないなど、画面構成によっては契約不成立、錯誤による契約の無効を主張することができること。2つ目には、架空請求には応答せず無視すること。3つ目には、応答することにより架空請求に応ずる可能性があると判断され、次々と請求がくることにもなりかねないこと。4つ目には、メールアドレスの変更やアダルト、暴力、出会い系、反社会的行為などの有害ページを表示させないフィルタリングサービスを利用することなどであります。

また、高額な料金を振り込んでしまった、業者から脅されているなど、被害の相談について は、警察署に相談するなどの助言を行っているところであります。

また、相談事例をもとに対処法などについて、「広報しべつ」による周知のほか、消費者協

会だよりにも掲載していただき、注意を呼びかけております。更には、成人式で新成人に啓発 用パンフレットを配布する一方、高校3年生を対象に年1回、消費者教育講座を実施し、その 中で携帯電話でのトラブル相談事例や対処法について情報提供に努めておりまして、今後とも 関係団体と連携のもと、消費者意識向上のため、啓発活動の一層の充実に努めてまいりたいと 存じます。

次に、交通安全と防犯についてのお尋ねがございました。

まず、雪を高く積み上げて見通しが悪くなっている交差点の交通安全対策についてでありますが、現在も道路パトロールなどで確認しており、特に広通りなどにつきましては、状況を見ながら交差点付近の隅切り部の除排雪を行っている状況でありまして、今後ともパトロールの充実を図り、見通しのよい状況の確保に努めてまいりたいと存じます。

また、交通ルールを守ることはもちろんでありますが、北海道においては道路状況に応じた 運転が必要となりますことから、安全運転の啓蒙啓発に努めてまいりたいと存じます。

次に、児童館の通園児童の安全についての御質問がございましたが、児童館の場合、一般利用の児童については午後5時までの利用となっておりまして、冬期間など日没が早い時期は明るいうちに帰宅するように指導しております。また留守家庭児童保育室に通園する児童につきましては、午後5時45分までの延長保育となっておりますが、この場合は保護者の送迎が条件となっており、児童が暗い夜道を帰宅するということがないように、安全の確保に配慮いたしております。

次に、青色回転灯防犯パトロール車についてお尋ねがございました。

このパトロール車は、自治会、新聞販売所、事業所、防犯協会、公用車など、現在市内で39 台登録されておりまして、平成18年3月から活動をいただいております。活動の範囲は、士別 市内に限られておりますが、防犯活動の一つとして市内全体を見守ることはもちろんのこと、 犯罪の抑止力としての効果、また活動時においての交通事故防止の役割も担うものであり、市 民生活全般にわたる安全で安心を保持する機能も兼ね備えております。

次に、安全マップにつきましては、防犯協会が中心となって平成17年に市内3小学校のPTA、中央地区自治会連絡協議会、教育委員会、警察署が協力して作成に当たり、交通安全や防犯にかかわる箇所や子ども110番の家、スクールゾーンなどを記載し、子供たちが安全に安心して通学できるようにするため、中央地区の全戸、事業所等に配布しており、市民の皆様にも地域の目と声をください運動と連動した事業の一つとして活用が図られておりまして、今後も地域、学校、PTA等が連携し、子供たちの安全のためにマップ作成事業が継続して実施されていくことは重要なことと存じております。

次に、原油価格の高騰による市民生活への影響についてお尋ねがございました。

まず、一般家庭への影響についてでありますが、日銀札幌支店の試算によりますと、昨年11月から今年3月までの需要期の道内1世帯当たりの灯油支出は、前年同期の4割増しという試算が出ております。また、レギュラーガソリンの小売価格も昨年から150円台、軽油は130円台

で推移しております。更に、最近は日用品を初め、身の回りのあらゆる製品、商品が徐々に値上がりしてきており、市民の家計を圧迫している状況にあります。

農業における影響につきましては、二、三年前と比較いたしますと、生産資材の値上がりが 顕著で、特に肥料につきましては約3割程度価格が上昇いたしており、温床関係ではビニール やパイプ類などで平均5から8%程度の価格上昇が見られる状況にあります。

また、農業以外では、本市中小企業の全業種にわたって影響を受けておりまして、特に運送業、食品加工業、クリーニング業につきましては、経費に占める灯油、ガソリン等の燃料代や包装資材、洗剤等の石油関連製品の費用が大きな割合となっているものの、そのコストを販売価格に転嫁できない状況にあり、生産活動を担う全業種において経営努力の限界に置かれているところであります。

そこで、原油価格の今後の動向についてでありますが、本年に入り 1 バレル100ドルを超えるという状況にあり、原油価格の動向はアメリカでの在庫の減少や中国やインドでの需要の増大、更に先物取引市場が活発化しているなどの複雑な要素が絡んでおり、多少の動きはあるものの今後も高値で推移するのではないかとの見方が石油事業関係者から示されているところでございます。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。 (降壇)

副議長(山居忠彰君) 宮沢保健福祉部長。

保健福祉部長(宮沢勝己君)(登壇) 私からは、福祉ボランティアまちづくり推進事業についてお答えいたします。

この事業は、ボランティア団体などの育成と底辺拡大を図るため、ボランティアセンターの 運営及び活動の推進を図るもので、士別市社会福祉協議会に委託し、実施しているものであり ます。現在、ボランティアセンターには20名の運営委員と74名の個人が登録されており、この 人たちを中心にボランティア育成の事業を実施するほか、広報紙の発行も行っております。そ の事業内容につきましては、小・中・高校生や青年を対象に、福祉教育のより一層の推進とボ ランティア活動の底辺拡大を図るためのボランティアスクールを開校するほか、女性ボランティア活動研修会の開催、更には中学生、高校生を対象に障害を持って生活している方やボランティア活動に取り組んでいる方との触れ合いの中から、生きることの尊さや支え合う心の大切 さを学び、ボランティア活動に取り組むきっかけの場となることを目的としたワークキャンプ も開催しているところであります。

また、全市民を対象に、住民福祉活動を進める集いなどを開催するとともに、活動内容を掲載した広報紙により、ボランティア活動の意義をより多くの障害者や市民に理解をしていただきながら、普及啓発に努めているところであります。

更に、ボランティア活動を行っている登録団体につきましては15団体、会員数は287名となっており、それぞれの立場で協力をいただいているところであります。活動内容につきましては、例えばボランティアサークル「麦の会」では、布おむつの製作、歳末チャリティーふれあ

い演芸会の開催、女性ボランティア活動研修会の企画運営や各種福祉行事への協力を行っております。また、多寄町ボランティア「はまなす会」では、花壇の花植え、地域の清掃活動や小学校児童と協力し、布おむつの製作を通し、児童との交流を積極的に取り組み、ボランティア活動の底辺の拡大を図っておりますし、ほかのボランティア団体においても、それぞれ障害者等との交流活動を実施しているところであります。

また、平成19年度から中高生を対象にボランティアサークルや、障害者団体の協力を得ながら子供たちが実際に障害を持っている人とのかかわりや、その生活を体験することで、子供たちの自主的な参加を支援することを目的として、土曜ボランティア学習塾を開設しているところであります。

なお、毎年7月に開催されておりますふれあい広場につきましては、約220名による実行委員を初め、多くの団体やボランティアの方々の協力を得ておりまして、障害の有無や年齢にかかわらず、市民の交流の場としての触れ合いを通して、ノーマライゼーションの普及定着が図られているところであります。

近年、少子・高齢化が急速に進展する中、地域で安心して暮らせるまちづくりを進めるためには、地域住民同士での助け合い、支え合いが必要でありまして、ボランティア団体等の活動がこれからの地域福祉を支える大きな力になるものと考えております。そういう意味では、今後におきましてもボランティア団体の育成と底辺拡大を図るとともに、ボランティアセンターの充実と事業活動を積極的に推進し、多様化する福祉ニーズに対応していく体制づくりを支援しながら、地域福祉の推進を図ってまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、答弁といたします。 (降壇)

副議長(山居忠彰君) 佐々木教育部長。

教育部長(佐々木文和君)(登壇) 私から、危機管理にかかわっての違法・有害サイトや子供 110番の家及び、学校現場の施策と地域福祉にかかわっての子ども会リーダー研修修了者の地 域活動のかかわりについてお答えを申し上げます。

まず、インターネットや携帯メールなどの実態についてでありますが、近年、子供が犠牲となる事件が多発しており、子供に携帯電話を持たせる親は年々増加傾向にあるものと推察いたしております。こうした状況の中で、携帯電話やインターネットを利用し、情報交換を目的に開く学校裏サイトをめぐる誹謗、中傷などの被害が広がりつつありますが、パスワードが必要な裏サイトも多く、教員や保護者による実態把握はより難しくなっている状況にあります。

そこで、教育委員会といたしましては、携帯電話やパソコンを利用した誹謗、中傷などの書き込みによりトラブルに巻き込まれないため、児童・生徒と保護者に啓発資料を配布するほか、校長会を通じてさまざまな事例や資料提供を行い、指導をしてきているところであります。

また、各学校においては、総合的な学習の時間などを活用して学級指導に力を注いでいるほか、これまでNTTや警察署による携帯電話やインターネットについての講話などを実施し、 陰湿な誹謗や中傷は犯罪であることや、トラブルや事件に巻き込まれないための正しい使い方 について理解を深める取り組みを行ってきたところであります。

次に、子ども110番の家についてでありますが、現在、107カ所に子ども110番の家を委嘱しており、更に各学校では独自に保護者宅や事業所などについてもお願いするなどの取り組みが行われております。また、その周知方法でありますが、保護者へは安全マップの中で子ども110番の家を記載し、これを配布しており、児童につきましては校内に子ども110番の家の地図を掲示し、徹底を図り、特に農村部などにおいては身の危険を感じたときには近くの家に助けを求めるように指導をしております。

次に、新入学児童への交通安全と危険防止についてでありますが、入学後、児童をグループに分けて一斉下校訓練を実施しておりますが、この中で危険箇所や子ども110番の家の場所についての指導と、保護者や地域の方々の御協力をいただき、安全パトロールや街頭指導等を行う計画であります。

次に、学校現場での安全についてでありますが、玄関の一部を除くその他の出入り口につきましては、基本的に施錠をしており、また玄関の状況が職員室で把握できない学校につきましては、防犯カメラやセンサーを設置し、事故防止に努めているところであります。

しかし、不審者の侵入等を防止するためには、いろいろなケースがあり、決定的な方策は難しいのが現状であります。職員による校内巡視や来校者への声かけの励行などのほか、不審者を想定した避難訓練や子ども110番の家の駆け込み訓練、更にはさすまたの設置と使用方法の訓練などを行い、また登下校時における不審人物と不審車両への対応と対策を学ぶ防犯教室を開催するなど、学校独自でさまざまな取り組みを進めてきているところであります。

今後におきましても、学校現場での安全の基盤は教職員一人一人の危機管理意識であることを認識し、防犯に関する実践的な研修や訓練等を行うとともに、子供自身がさまざまな危険を予測し、それを回避できるような安全対応能力を高めるため、学校と関係機関等が十分な連携を図るとともに、子供たちの日常的な安全確保には、何よりも地域の方々の協力が重要であり、これら市民が一丸となった総合的な安全で安心な学校づくりを目指した取り組みを進めてまいりたいと存じます。

次に、子ども会リーダー研修修了者の地域活動のかかわり方についてのお尋ねでありますが、 士別市における子ども会研修は、昭和30年代の後半に各地域単位で行われておりましたが、 主にキャンプを通して自然と親しみ、仲間活動や交流の機会として実施されてきておりました。 こうした中、次代を担う子供たちによる子ども会活動を育成する育成者組織が各地域で誕生し、昭和45年に士別市子ども会育成連絡協議会が設立されました。このような時代背景から、子ども会活動に対する関心と期待が高まり、子ども会活動が子供たち自身によって活動が行われる ためには、リーダー養成を図ることが必要と提唱され、昭和51年に市が青少年教育事業の一つとして位置づけ、現在に至っております。

また、研修会はリーダー養成を目的とした学習カリキュラムを組み、子供の成長に応じ、段階的に研修内容を高めていく方法としています。具体的には、初級リーダー、上級リーダーの

研修会はともに室内、野外において実施することとし、初級研修を修了した者が上級研修へ、 上級研修を修了後はシニアリーダーとして登録され、実質的なリーダー活動を展開しておりま す。更に、初級、上級の指導はシニアリーダーが行うなど、先輩が後輩の指導を果たす中、異 年齢の交流のもと、先輩が培ったものが後輩に引き継がれていく形の研修が行われております。

なお、ここ5年間の研修会の受講人数でありますが、平成15年の初級研修が19名、上級研修が7名、16年度初級が30名、上級が14名、17年度初級が11名、上級が14名、18年度初級が21名、上級が3名、19年度初級が17名、上級が14名となっております。また、研修の対象学年につきましては、初級研修が小学校4年生から6年生、初級研修を修了した者が上級研修を受け、修了者がシニアリーダーに登録されることになっております。

次に、研修を終えてリーダーとなり、社会人になってからも習得した知識や経験を生かして地元で活躍している者がどのくらいいるのかとの質問でございますが、リーダー研修は開始後30年以上経過していますことや、社会人になってからの現況把握は難しい事情にありますので、シニアリーダーの経験が着目され、地域で活躍しているケースのここ最近の具体的な例で申し上げますと、子ども会育成者組織の役員及び協力者が5名、青年自主企画委員会の代表者が1名でありますが、その他青年団体のリーダー、農業後継者、または各事業所において培った経験を生かし、活躍されているところであります。人の成長過程の中で、大事な少年期に研修を通して身につけた知識や経験を社会人になってからも生かし、積極的に社会参加を果たし、活躍することは、議員同様に期待するところでありますので、今後とも研修の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上をもちまして答弁といたします。 (降壇)

副議長(山居忠彰君) 4番 井上久嗣議員。

4番(井上久嗣君)(登壇) 平成20年第1回定例会に当たり、通告をいたしましたとおり一般 質問をいたします。

さきの士別市総合計画審査特別委員会では、今後10年間の士別市の最上位計画として、多くの論議がなされましたが、今後のまちづくりが大きく進展することを期待するところです。

そこで、今後の士別市経済にかかわる質問をさせていただきます。

総合計画では、現在2万3,000人ほどの人口が10年後である平成29年には2万人になると推計しています。この人口減少は、道内ほとんどの地方都市の共通の課題でもあり、少子高齢化が進み、高齢者世帯率が増え、勤労者世帯が減っていくことにより、人口減少率以上に地域経済の活気が失われていく現実があります。士別市経済の統計値は種々ありますが、直近のデータを見てみますと、士別市の基幹産業である農業の平成18年度の農業産出額の総計が約118億円となっております。平成17年の工業統計調査における、いわゆる第2次産業の製造品出荷額等は約143億円であります。また、平成16年の商業統計調査によりますと、第3次産業と言われる商業の年間販売額は約413億円であり、基幹産業が農業と言われていますが、2次、3次産業の経済への影響度が大きなものであることは言うまでもありません。

さて、総務省統計局が発表する事業所・企業統計調査があります。これは個人経営の農林業者などを除く全事業所数と従業者数などを調査するために行われているものです。そこに非常にショッキングな数字があります。平成13年の調査と昨年12月14日に公表された北海道分の平成18年の調査結果を比較しますと、この5年間に大きく事業所数と従業者数が減っていることがわかります。特に、従業者数の減少が顕著であり、本市の場合、平成13年の旧士別市と旧朝日町の従業者数が1万1,576人であったのに対し、5年後の18年には9,793人と1,783人が減少し、その減少率は実に15.4%という大きなものであります。

近隣の類似都市と比較しますと、いずれも減少はしていますが、従業者数の減少は名寄市の場合は8.1%の減少であり、富良野市、留萌市、紋別市の減少率がいずれも10%台であることと比べますと、本市の15.4%の減少は著しく大きいものと言わざるを得ません。道内の市において、夕張市の19.4%、赤平市の17.6%、歌志内市の17.4%という減少率に続くもので、旧産炭地と並ぶ極めて憂慮する数字であります。この数字の意味するものは、本市の経済の停滞と雇用の場の減少を如実にあらわしたものと考えられますが、この統計結果を見てどのようにお考えでしょうか。

このような厳しい現況でありますが、国は地域再生のためにさまざまな制度を用意していることも事実です。その1つは、平成14年に制定された構造改革特別区域法による構造改革特区の導入であります。これは規制改革の一つで、法規制等の関係で事業化が不可能だった事業を特別に行うことが可能になる区域、いわゆる特区を認定し、当該地域の活性化を図るものです。もう一つは、平成17年に施行された地域再生法です。これは地域が主体になって行う自主、自立、自考の取り組みによる地域の活力の再生の推進を国が協力に推進するものです。例えば、地方公共団体が地域再生計画を策定するわけですが、利用しやすいメニューとして体系化された地域再生総合プログラムが昨年2月に策定されました。これは政府一体となった地域活性化の更なる推進を図るものです。この特区と地域再生は、地域の創意工夫にあふれたアイデアを応援するものという点で共通しており、これらの枠組みを車の両輪として、地域の再生や活性化に活用されることが期待されています。まさに、地域力が必要となる制度であり、全国各地でこれらの制度の活用がされていることは周知のことであります。

さて、本市ではこの構造改革特区の計画で、平成18年初め、士別市安心・安全輸送セダン型 特区として申請をした時期もありました。また、平成18年5月に士別市行財政改革実施計画を 平成22年までの計画期間として策定されましたが、構造改革特区の導入検討と地域再生計画の 推進が明記されています。この両制度の活用に対して、どのような検討がなされ、どう進捗し ているのか、その経過を含めお答えください。

さて、本市ではこの4月から、士別商工会議所と協力をとりながら、建設関係団体に参加を呼びかけ、(仮称)士別市住まいづくり協議会を設置し、住宅の新築、増改築に関する総合的な窓口となる(仮称)住まいづくり支援センターを士別商工会議所内に設けるとお聞きしています。住宅の新築やリフォームなどは、その経済的波及効果は極めて大きいもので、仮にすべ

てを地元企業に発注したとすると、受注元の工務店に始まり、内装、建具、サッシ、電気工事、 屋根、塗装、給排水、重機リース、建材材木などなど、多くの関連業者に広がる経済効果はも とより、その従事者が得る賃金は生活費などで地元に還流するなど、地域経済の振興に大きく 寄与するものであります。このように、発注者の支払う工事代金をはるかに超える金額となっ て市内を回ることとなります。他市では、住宅リフォームへの一部助成も行われており、道内 では名寄市、岩見沢市、留萌市、砂川市などを初め、全国各地で実施されているのは、まさに その経済的なすそ野の広がりを重要視しているからであります。士別市のこの住まいづくり応 援事業が有効な経済対策の一つとして、更に進展することを期待していますが、先ほどの厳し い統計数値から見ても、総合的な経済対策を考える必要性を感じずにはいられません。

このような同じ思いから、地域経済の再生を目指した自治体のさまざまな動きが全国各地で見られます。それらの1つが経済再生プロジェクトや経済対策会議などの名称で、産・学・官・民の連携により、文字どおり地域経済の再生と創造を目指すものです。本市には、既に関連するさまざまなプロジェクトや協議会などが進んでいますが、総合的な視野に立つ経済再生のプロジェクトを立ち上げる時期と考えますが、いかがでしょうか。

さきの構造改革特区や地域再生法なども視野に入れながら、外部の頭脳も取り入れ、地域の 資源や特徴を引き出し、地域力を高めていくことがまさに必要と考えます。

以上、前向きな御答弁を期待して、私の質問を終わります。 (降壇) 副議長(山居忠彰君) 田苅子市長。

市長(田苅子 進君)(登壇) 井上議員の御質問に私からお答えをいたします。

まず初めに、事業所・企業統計調査にかかわって、本市の中小企業の従業員数の減少についてお尋ねがございました。

お話のように、本調査による本市の従業員数が平成13年から18年にかけて大きく減少していることについてであります。この要因といたしましては、総じて全国的な不況下の中で生じている金融機関経営破綻以降の金融システム不安、更には過疎化や少子高齢化が進行し、個人消費の伸びが期待できない状況となっており、本市の消費圏域でもあります剣淵町、和寒町も含めた人口は、この間に約2,300人以上が減少しており、このことによる地元購買力の低下と、更には公共事業等の減少などによる建設業や、その関連会社でありますコンクリート製造業などの特定業種の事業量の縮小などが大きな要因となっております。こうしたことによって、商工会議所の調査では、建設業、小売業、製造業を中心に倒産や廃業、撤退が91社ありましたことから、事業所数、従業員数ともに大きく減少をいたしたところであります。これまで、本市経済の屋台骨として市民の暮らしや雇用機会の提供に大きな役割を担ってきた中小企業の方々が、今日的な経済状況から、やむを得ず倒産や廃業に至ったことは、まことに残念なことであり、一日も早い景気の回復を願わずにはいられません。

次に、構造改革特区の導入検討と地域再生計画の推進についてであります。

近年の急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の中で、とりわけ中央都市に比べて基礎

的条件の厳しい農山漁村等を抱える地方都市とでは、財政を初め経済、雇用、医療など、さまざまな面において地域間格差が生じており、今や大きな社会問題にも発展をしております。こうした時代背景のもとで、持続可能な地域づくりを推進する上で、地方の活力低下は食料や水の確保を初め、森林の荒廃、国土の防災や保全機能の劣化、地域コミュニティの衰退などを招くなど、地方にとっては何より緊要な課題となっております。このため、国におきましては、課題の解決を図る取り組みの一つとして、地域再生法に基づく地域再生総合プログラムを昨年の2月に策定をして、各省庁の垣根を越えて横断的、一体的に強化するということを基本に、地域の活性化に向けて支援体制を整備したところであります。

そこで、構造改革特区の導入と地域再生計画に関して、本市での取り組み等についてお尋ねがありました。

まず、構造改革特区につきましては、実態に合わなくなった国の規制が民間事業者の経済活動や地方公共団体の事業を妨げている場合に、民間事業者や地方公共団体等の自発的な発案によって、地域の特性に応じた規制の特例措置を導入する特定の地域、いわゆる特区を設置をして、構造改革を進める制度でありまして、平成15年の創設以来、さまざまな分野で用いられているところであります。本市におきましても、平成18年に士別市安心・安全輸送セダン型特区の認定を受けたところであり、その後におきましては例えば夏場の渇水対策として岩尾内ダムの水利調節の可能性、また学校旧校舎の再利用の可能性などについて検討を重ねてまいりましたが、天塩川における水利権の問題や校舎建設に係る補助金等の問題等もあり、申請までには至っておりません。特区の導入に関しましては、地域の課題に取り組む、だれもが国の制度改革を政府に直接提案できる制度でありますことから、引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、地域再生計画についてでありますが、地域の再生に向け、特定の政策課題に対して目標を定めて、その目標を達成するために地域再生計画を樹立をして、政府に対して認定の申請を行うこととされており、認定を受けた際には税制上の優遇措置、地域再生に要する基盤強化のための交付金措置、更には補助対象財産の転用手続の一元化、迅速化が図られるなど、さまざまな優遇措置が講じられるわけでありますが、本市では認定申請に向けた事業計画は有していない状況にあります。

しかしながら、この地域再生計画と連動した財政支援措置として、各省庁連携による53の施策がありますので、この中から地域公共交通の活性化及び再生を図っていくため、士別市地域公共交通活性化協議会が取り組む士別市公共交通活性化プロジェクトを、また2点目としては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金を活用し、農協並びに農業生産法人が取り組む大豆や穀類の調整施設や共同利用豚舎、牛舎施設等の整備に要する補助を受けるため、現在その準備を進めているところであります。更には、頑張る地方応援プログラムとして、サフォークランド士別プロジェクト及び交流促進プロジェクトにも取り組み、この地域の特性を生かした個性あるまちづくりを推進しているところでもあります。今後におきましては、地域再生計画に見

合った政策課題を初め、自治体や民間などが取り組む事業で、こうした財政支援を受けることが可能となる事業について、関係機関とも十分連携を図りながら、調査研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、士別経済再生プロジェクトについてのお尋ねであります。

本市の経済振興における推進方策といたしましては、今日までその時々の時代ニーズや経済環境の変化に即応し、地元産業等の活性化が図られますよう、各種対策を推進いたしてまいりました。更に、今後の経済活性化対策につきましては、士別市振興審議会に諮問するとともに、多くの市民によるまちづくりワークショップから、さまざまなまちづくりへの御意見、御提言をいただいて策定いたしました向こう10カ年にわたる士別市総合計画に基づき、平成20年度から推進いたしていくことになっております。

具体的な取り組みといたしましては、農業、商工業などすべての産業や雇用、更には観光、 合宿、移住などの活性化を推進するため、個性と活気みなぎる産業と交流の場づくりを基本目 的として定め、これに基づいて農業・農村活性化計画を柱とする収益性の高い農業の確立や、 お話のありました住まいづくり応援事業、更には商店街の活性化事業、ラブ士別バイ士別運動 推進事業、サフォークランド士別プロジェクトなど、各種事業を実施をいたすものであります。 したがいまして、中長期的な視点に立って、この総合計画を今後着実に推進していくことが、 まちづくりや産業等の経済活性化につながっていくものと考えているところであります。

そこで、総合的視点に立った経済再生のプロジェクトを立ち上げるべきとの御提言がございました。本市の産業の振興を図っていくためには、ただいま申し上げましたように、まずは本市将来のあるべき姿を見据えての総合計画を推進していくことが何よりも肝要であり、この円滑かつ的確な推進のためには、やはりそれぞれの振興方針やまちづくりの目的を持った農業・農村活性化審議会、また士別市商工業振興審議会、更にはラブ士別バイ士別運動推進協議会、サフォークランド士別プロジェクトなど、既存の協議会、プロジェクトなどが大きな役割を果たすことになるものと考えております。

また現在、商工会議所において、新たな視点のもとでまちづくり協議会が設立される予定となっておりますことから、先導的な役割を担えるように、市も一体となって活気のあるまちづくり推進をいたしてまいりたいと考えております。

しかしながら、先行き不透明な経済情勢により、本市生産活動を担う農業を初め、すべての中小企業の経営が今後におきましては一層厳しい経営環境となることが推測されるわけであります。したがいまして、このような今日的な経済不況下にありましては、井上議員が御提言の経済再生プロジェクトも本市経済活性化の上からは十分これを視野に入れて、既存の協議会等の再編成なども含めて、どのような組織体制でまちづくりに臨むことが最も適切なのか、関係団体とも十分今後協議を深めてまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、私の答弁といたします。 (降壇)

副議長(山居忠彰君) 以上で本日の日程は終了いたしました。 本日はこれをもって散会いたします。 なお、明日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

御苦労さまでした。

(午後 2時23分散会)